

回 覧

令和7年6月吉日

各地区の皆様へ

土浦市立大岩田小学校PTA会長 工藤 寛志
同 学校長 福原 和枝

「こどもを守る110番の家」の設置について（お願い）

向暑の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本校教育活動及びPTA活動にご支援・ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、子どもたちを取り巻く社会現象は年々多様化し、それに伴い犯罪の形態も一昔前とは比較にならないほど複雑になっております。本市におきましても、過去には無差別殺人事件が発生し全国的な問題となりました。また、現在も不審者や変質者の出没が後を絶たない状態となっております。

本校におきましては、児童たちが身に危険を感じたり、体調が悪くなったりした時、また、突然の天候の変化があった時などに、気軽に立ち寄れる「こどもを守る110番の家（緊急避難場所）」を地域の皆様のご協力で設置してまいりましたが、さらに増設したいと考えております。

つきましては、下記の趣旨をご理解いただき、大岩田小地区の皆様のご協力をお願い申し上げます。

記

1 設置目的

(1) 登下校または外出時の児童に何らかの危険な状態が生じた場合、児童が逃げ込むことができ、児童の安全確保ができる場として設置する。

- ① 知らない人に声をかけられた等、誘拐の危険性があるとき
- ② 不審者につけ狙われ、助けを求めてきたとき
- ③ 変質者の被害にあいそうになったとき
- ④ 交通事故や不意のけが、急病により助けを求めてきたとき
- ⑤ 落雷、地震、暴風雨などの自然災害により助けを求めてきたとき

上記のような状況を目撃したとき、子どもを一時的に保護する。

(2) 児童の校外生活における安全の確保をめざし、警察、消防、学校、保護者等に連絡や通報する場として設置する。

2 設置基準

- (1) 児童の通学路に設置する。
- (2) 随時、家に大人がいる家庭に依頼する。
- (3) 一般家庭の他、商店、事務所等も対象とする。

3 名 称 「こどもを守る110番の家」

4 「110番の家」の対応

ボランティアとしての活動であり、児童に対する声かけ事案等で児童の駆け込みがあった際の警察への通報及びけがや病気等の際の家庭や学校への連絡等を行うが、不在の場合に連絡がとれなくても責任を伴うものではない。

5 設置について

(1) 新たにご協力いただける場合

- ・ 大岩田小：教頭 寺内 までご連絡ください。TEL 029-821-0247
- ・ PTA地区委員を通じて「110番の家」ステッカーをお届けします。

(2) 更に継続いただける場合またご辞退される場合

- ・ 後日、PTA地区委員が各戸を訪問しご意向を伺います。

6 その他

令和6年度は通学路周辺に81戸のご協力を得ております。